

Title	日本の新しい科学技術推進体制
Author(s)	林, 和弘; 近藤, 正幸
Citation	年次学術大会講演要旨集, 16: 213-216
Issue Date	2001-10-19
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6629
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○林 和弘（内閣府），近藤正幸（横国大環境情報研）

1.新しい科学技術推進体制の誕生¹

日本の科学技術推進体制は平成 13 年 1 月の中央省庁再編によって大きく変貌した。文部省と科学技術庁が一体となって文部科学省が発足し、科学技術と学術の振興を一体的に振興することになったことも大きな変化であるが、内閣機能の強化のために設置された内閣府に科学技術政策形成の中心機能が一元的に置かれるようになったことが大きい。具体的には、内閣府に科学技術政策担当大臣が設置され、日本の科学技術政策を審議する最高機関である総合科学技術会議の事務局を内閣府が担うようになった(図 1)。

科学技術政策担当大臣は内閣総理大臣から科学技術政策に関する特命を受けて、①科学技術に関する基本的な政策の企画・立案・総合調整、②予算・人材等の資源配分の方針の企画・立案・総合調整、を行う。総合科学技術会議と相俟って、政府全体の科学技術に関する総合戦略や資源配分の方針を作成し、更にそれらに基づいて科学技術政策が国全体として統一的に実施されるよう、内閣総理大臣のリーダーシップの下で各省の施策の総合調整を行うこととされている。

総合科学技術会議は、科学技術政策の分野で内閣総理大臣を補佐する「知恵の場」として経済財政諮問会議などととも「重要政策に関する会議」のひとつとして内閣府に設置された。同会議は内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚、日本学術会議会長及び有識者で構成され、国家運営の基本である科学技術政策について国全体を俯瞰して調査審議等を行うこととされている。具体的には、①内閣総理大臣又は科学技術政策担当大臣の諮問に応じ科学技術に関する基本的な政策の調査審議、②内閣総理大臣、各省大臣又は科学技術政策担当大臣の諮問に応じ予算・人材等の資源配分方針等の調査審議、③国家的に重要な研究開発の評価などを実施している。

2.日本の科学技術推進体制の新旧比較

このようにして誕生した日本の新しい科学技術推進体制は従来の体制と大きく異なっている。総合科学技術会議については、従来の科学技術会議にはなかった要素が加わり、主な特徴としては以下の 3 点が挙げられる(図 2)。

(1) 戦略性・適時性

(2) 総合性

(3) 自発性

戦略性・適時性とは、国家的・社会的課題に対応するための科学技術に関する総合戦略をタイムリーに立案するということである。このため、従来は年 1 回形式的に開催されたのに対し、現在は機動的に月 1 回開催されるようになった。また、資源配分の方針の調査審議や重要研究開発の評価を実施するようになった。

総合性とは、これまで自然科学分野が対象であったのが、人文・社会科学の分野も含むようになり、倫理問題等も含む社会や人間との関係を重視するようになったことである。

自発性とは、従来のように内閣総理大臣等の諮問に応じて答申するのみならず、自ら意見具申することが可能となったことである。

¹ 本稿に示された見解は筆者らの個人的見解であり、筆者らが属する機関の見解ではない。

もう一方の科学技術政策担当大臣が置かれたことも内閣府が行う科学技術行政と相俟って以前とは大きく異なる効果を生み出している。その主な効果は以下の３点と言えよう。

(1) 指導性

(2) 信頼性

(3) 実効性

指導性については、科学技術政策担当大臣は内閣府にあって内閣総理大臣と距離が近くなりリーダーシップを発揮しやすくなった。さらに、日常業務を有しないために科学技術政策の企画立案に専念しやすくなり、また、従来の科学技術庁長官と異なり学術研究も含めて総合調整が可能になった。

信頼性については、内閣府が実施部門を直接持たないため実施部門を有する各省との利害の衝突がなく、総合戦略の企画・立案、総合調整に対する各省の信頼性が高まった。これにより、各省の縦割りの弊害を排する科学技術行政の実現が可能となった。

実効性については、内閣において、科学技術政策が経済財政政策と並ぶ国家運営の基本に係わる重要政策の一つとして法的に位置付けられたことにより、国政上の課題として科学技術推進の重要性が認知された。また、同じ内閣府にある経済財政諮問会議と連携しやすくなり、経済財政政策と連携して予算への反映などがしやすくなった。

3.これまでの活動実績

上記の科学技術推進体制の改革により、わずか約半年で以下のような実績をあげてきている。

- (1) 総理大臣出席の総合科学技術会議を毎月１回開催し、総合戦略の企画・立案、総合調整の実が格段に上げるとともに、国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を高めた。
- (2) 総合科学技術会議は本年３月２２日総理に対し「科学技術に関する総合戦略」について答申するとともに、科学技術基本計画の策定のための審議を行い、２１世紀の我が国の「科学技術創造立国」の理念を明確にするとともに、戦略的重点分野として、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の４分野を明示した。また、「ノーベル賞受賞者を５０年で３０人程度」との目標を掲げ、国民にわかりやすい計画の策定に尽力した。
- (3) 総合科学技術会議は資源配分について積極的に行動している。本年６月に「平成１３年度の科学技術振興調整費の配分方針」を、７月に「平成１４年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を内閣総理大臣に意見具申した。
- (4) 経済財政諮問会議と連携し、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議が予算編成に強く係わり、影響力をもつことが出来るようになり、本年６月の経済財政諮問会議のいわゆる骨太の基本方針に、科学技術創造立国の実現が明確に位置付けられるなど実効ある科学技術関係の予算編成が可能となりつつある。具体的には、平成１４年度概算要求基準の策定において、科学技術が重点７分野の一つとして一般政策経費について「構造改革特別要求」（ODAを除く前年度１０％＋科学技術振興費５％の枠の２倍の要求素案の作成）が認められた。

4.今後の日本の科学技術推進体制の課題

日本の新しい科学技術推進体制はこれまで着実に実績を上げつつあるが、当面の課題として、

- ・ 「平成１４年度の科学技術に関する予算、人材等の資源の方針」に基づく予算編成の実現。
- ・ 「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針」（平成９年８月７日）の改定。

- 「産学官連携サミット」の11月開催。
- ヒト受精胚の取り扱いのあり方等生命倫理に関する事項に係る基本的な方針の策定。
- ITER(国際熱核融合実験炉)計画の検討。

などが挙げられる。

これらの当面の課題への対応、とりわけ14年度予算編成にどこまで影響力を行使できるかが、新しい科学技術推進体制が今後の日本の科学技術政策の司令塔としての役割を果たせるかどうかの大きな試金石となるう。

図1. 新しい科学技術推進体制

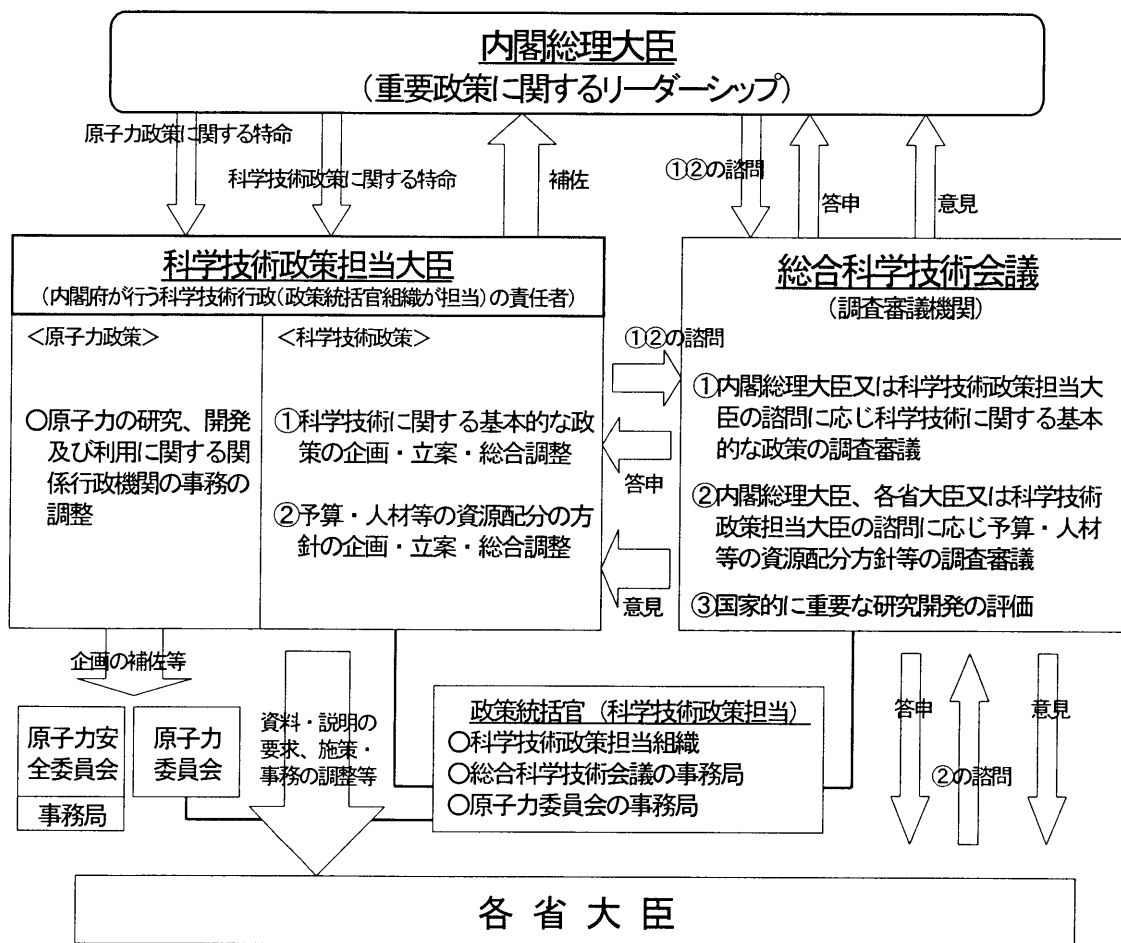


図2. 科学技術会議から総合科学技術会議へ

